

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（第8回）

平成22年10月26日（火）
13:00～13:45（予定）
厚生労働省 低層棟2階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）報告事項

- ・ 部会作業チーム・合同作業チームの検討の範囲と内容について
- ・ 全国在宅障害児・者実態調査（仮称）について

（2）その他

3. 閉 会

[配布資料]

- | | |
|---------|--|
| 資料1-1 | 部会作業チームの担当する分野の検討の範囲と内容 |
| 資料1-2 | 合同作業チームの担当する分野の検討の範囲と内容 |
| 資料2-1 | 全国在宅障害児・者実態調査（仮称）に関するご意見募集の結果について |
| 資料2-2 | 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）（試行調査）
調査票（案） |
| 資料2-3 | 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）（試行調査）
実施要領（案） |
| 参考資料1 | 【野原委員】第7回総合福祉部会（会議後提出）意見 |
| 参考資料2 | 【山本委員】障害者の生活の実態把握に向けて |
| 参考資料3-1 | 全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（第7回）
議事要旨 |
| 参考資料3-2 | 全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（第7回）
資料 |

部会作業チームの担当する分野の検討の範囲と内容

チーム	分野	座長	検討の範囲と内容として考えられるもの	
部会作業 チーム	1. 法の理念・目的	藤井	論点表のA(法の理念・目的・範囲)を担当。ただし、A-5-1(総合福祉法の守備範囲)については、就労、医療、障害児支援の合同作業チームでも、それぞれの視点から検討する。 また、法の目的・理念と関わるので、D-1-2(支援体系のあり方)も検討する。D-1-2は施策体系作業チームの各班でも検討する。	
			法の名称	
			権利条約の理念を反映させること(保護の客体から権利の主体、医学モデルから社会モデルへ等)	
			自立生活及び地域で暮らす権利、支援(サービス)選択権を前提とした受給権の明文化 全ての障害者に共通する普遍的な理念と障害特性への必要な配慮についての明記、支援体系のあり方	
	2. 障害の範囲と選択と決定	①. 障害の範囲	田中(伸)	論点表のB(障害の範囲)を担当。
				権利条約に基づく制度の谷間を生まない障害の定義と対象規定 障害者手帳を持たない人々を排除しない手続き規定
		②. 選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)	茨木	論点表のC(「選択と決定」(支給決定))を担当。ただしC-3-4(不服審査)は除く。またD-6-1(自己決定に必要な支援のあり方)は含める。
				「障害程度区分」を廃止し、大まかな障害状況の把握が可能となる物差しに切り替える
				生活上のニーズ(本人意向と環境要因)を重視した新たな支給決定のツール開発 本人中心の計画作りと丁寧な支援
				支給決定についての一定の権威を持った「常設された協議機関」(行政のケースワーカー、相談支援事業者、権利擁護機関など)の設置 「相談支援」のあり方の抜本的な見直し(質と量)、エンパワメント支援、ピアカウンセリング・ピアサポートの充実 緊急性、変動性への対応が可能な柔軟な支給の確保
	3. 施策体系	論点表D(支援(サービス)体系)を念頭におき、各班で分担する。D-1-1とD-1-2は3班すべてで検討する。		
		①. 訪問系	尾上	論点表D-2(生活実態に即した助成支援)およびD-3-1(就労・就学関連介護)を担当。ただしD-2-4(医療ケアが必要な人のサポート)については「医療」、D-3-1については「就労」の作業チームも、それぞれの視点から検討する。
				パーソナルアシスタント制度の検討
				長時間介護を必要とする障害者の地域生活に欠くことのできない「医療的ケア」「見守り支援」「入院中の介護保障」「社会参加支援」の保障
				移動の権利の保障(「移動支援」や「行動援護」の見直し含む)
現行サービスの見直し 資格制度の見直し				
②. 日中活動とGH・CH・住まい方支援		大久保	D-1-3(現行の訓練等給付についてどう考えるか)、D-1-4(日中活動系支援体系の在り方)、D-5(地域での住まいの確保・居住サポートについて)を担当。ただしD-4(就労)は「就労作業チーム」が基本的に担当。	
			1. 日中活動	日中活動支援の全般的見直しと生活介護・療養介護等 日中活動への通所保障 日中活動や地域活動支援センターのあり方の見直し 新体系サービスでの定員10人からの緩和策の恒久化
			2. グループホーム・ケアホーム	グループホーム・ケアホームの制度のあり方 小規模な住まい、居住支援の一形態としてのあり方について 生活支援体制の充実 グループホーム等の物件確保、設置促進
3. 住まい方支援		一般住宅やグループホーム等への家賃補助の実施。公営住宅の利用促進方策の検討		
③. 地域生活支援事業の見直しと自治体の役割	森	D-1-5(地域生活支援事業)、D-1-6(コミュニケーション支援事業)、およびF-1(地域生活資源整備のための措置)、F-2(自立支援協議会)を担当。		
		・コミュニケーション支援の確立(盲ろう者通訳介助含む) ・移動支援の個別給付化 ・地域活動支援センターの再編成 ・地域生活のサポートにおける自治体の役割 ・障害福祉計画と地域自立支援協議会、個別支援計画の連動		

総合福祉部会 第8回	
H22.10.26	資料1-2

合同作業チームの担当する分野の検討の範囲と内容

就労（労働及び雇用）合同作業チーム

座長：松井委員

おもな検討事項：

- 【障害者の雇用の促進】
- 【福祉的就労に従事する障害者に対する支援】
- 【職場における合理的配慮や必要な支援の整備】
- その他、就労に関する事項

医療合同作業チーム

座長：堂本委員

おもな検討事項：

- 【精神障害者に対する強制入院等の見直し】
- 【地域医療の充実と地域生活への移行】
- 【精神医療の一般医療体系への編入】
- 【医療に係る経済的負担の軽減】
- 【地域生活を容易にするための医療の在り方】
- その他、医療に関する事項

第1期（10-12月）に主に精神医療分野を検討し、第2期（1-3月）に主にその他の医療分野を検討します。

障害児支援合同作業チーム

座長：大谷委員

おもな検討事項：

- 【障害児やその保護者に対する支援】
- 【児童福祉における障害児支援の位置付け】
- その他、障害児支援に関する事項

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）に関するご意見募集の結果について

1 募集方法

- 障害者団体からのヒアリング（※1）及び厚生労働省ホームページ等による意見募集等（※2）によりご意見の公募を行った。

※1 平成22年9月30日、10月1日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会に参加している委員の属している障害者団体からのヒアリングを実施。

※2 厚生労働省ホームページに、「全国在宅障害児・者実態調査（仮称）についての御意見募集」を掲載し、平成22年9月21日から10月6日までご意見を募集。

平成22年10月6日に、統計の専門家（情報セキュリティ大学院大学廣松毅教授）からご意見を聴取。

2 意見の提出数

30団体（人）（うち障害者団体ヒアリングにおけるご意見は、16団体）

3 意見の主な内容とその対応

いただいたご意見について研究班で検討した結果を踏まえて、全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）で検討した結果の概要は、別紙のとおり。

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）に関する意見の 主な内容とその対応

- いただいたご意見について研究班で検討した結果を踏まえて、全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）で検討した結果の概要は、以下のとおり。

（１）調査の名称について

- ・ 名称に「障害」を入れた方が分かりやすい。
- ・ 「全国在宅障害児・者、難病患者等実態調査」とするのが良い。
- ・ 「障害者等」と「等」を入れると良いのではないか。
- ・ 「国民の生活のしづらさ」のような、曖昧ながらも状態を示す表現の方が、記入されやすいのではないか。
- ・ 「制度の谷間の解消に向けた障害児・者実態調査」とするなど調査の目的を含めた名称にするべき。
- ・ 「調査の対象となる方」のところで、手帳を持っていない人も調査対象であることを下線を引くなどして強調することで対応してはどうか。
- ・ 調査名は原案が良いが、調査の副題として「～障害児者の生活実態及びニーズ等を把握し総合福祉法に反映～」を付けると良いのではないか。
等

→調査の目的を調査票の表紙で明確に記載します。

試行調査の名称は、「＜生活のしづらさに関する調査＞全国在宅障害児・者等実態調査（試行調査）」とします。

来年度実施予定の本調査（以下「本調査」という）の名称については、試行調査の結果を踏まえ、本ワーキンググループにおいて引き続き検討します。

（２）本調査の調査方法について

①郵送による調査が望ましいというご意見

- ・ ニーズを拾うのであれば郵送の方が回答しやすいのではないか。
- ・ 知らない人が来ることについては、抵抗があるため、郵送調査の方が良い。回収率が下がるが、重要な調査であることを記載すると良い。
等

②訪問による調査が望ましいというご意見

- ・ 当事者が訪問して調査する形がよいのではないか。
- ・ 埋もれがちなニーズを拾い上げるためには、支援に通じた適切な援助者の立会いの下、質問内容を熟知した調査員が対面調査をすることが最も望ましいと考える。 等

③他の調査方法を提案するご意見

- ・ 知的障害者など質問内容の理解に困難がある調査対象者である場合においては、自記式ではなく、調査員による聞き取り調査とすることも検討すべきである。
- ・ 機能障害が特定できる団体のうち調査の趣旨に賛同する団体への試行調査、丁寧な聞き取り調査を実施すべき。
- ・ 調査の趣旨、目的、所要時間などを葉書で案内し、了解した人に調査票を送るなどの段階を踏むべき。 等

④ その他

- ・ 郵送調査でも、訪問調査でも、問い合わせ等に対応するコールセンター的なものが必要ではないか。
- ・ 回答方法について、訪問、郵送、ネット回答など数種類の選択が可能として欲しい。
- ・ 対象者がいない場合は、最初に「いない」とチェックする項目を作成し、必ず返送してもらうようにすれば、回収率のアップにつながるのではないか。 等

→本調査の調査方法については、いただいたご意見や試行調査の結果を踏まえ、本ワーキンググループにおいて引き続き検討します。
なお、試行調査については、郵送調査とし、問い合わせに対応する窓口を設置するなど、可能な範囲で記入の支援を行います。

(3) 調査内容に関するご意見（調査項目の追加・削除、表現等の修正）

- ・ サービスの利用希望として1週間当たりの利用時間を追加
- ・ 今困っていることだけでなく、将来への不安も聞いてみてはどうか。
- ・ 今現在の制度に満足しているか否か等をきいてはどうか。
- ・ コミュニケーション手段に関する質問項目を追加してはどうか。
- ・ 発達障害、自閉症、知的障害者の生活の困難さを把握する質問項目が少ないのではないか。
- ・ 児童に関する質問が少ないのではないか。
- ・ 障害の発生原因に関する質問項目を削除してはどうか。

- ・ 手帳の所持者を調査の対象外として、手帳の内容については、削除してはどうか。また、福祉サービスの利用状況については、削除し、利用希望のみ聞いてはどうか。
 - ・ 支出に関する質問、相談相手に関する質問の削除 等
- その他、記入をしやすくするための選択肢・自由記載欄の追加、質問の表現の修正、説明文の追加等のご意見が多数寄せられた。

→いただいたご意見については、調査対象がこれまでの法制度では支援の対象とならない方も含めた幅広いものとなるため、調査負担の観点から、調査項目を基本的な項目に限定せざるを得ないという観点も踏まえ、研究班が適切と判断した範囲について、試行調査の調査票の修正などを行います。

本調査の調査内容については、試行調査の結果を踏まえ、本ワーキンググループにおいて引き続き検討します。

(4) その他

- ・ 生活のしづらさに関する実態把握から入っていく形に調査票を見直すべき。
- ・ 施設等の利用者を対象とした調査を実施すべき。
- ・ 他の調査との連携の仕方、集約の仕方、データの取扱いなどを検討する必要があるのではないか。
- ・ 試行調査のとりまとめ、本調査の前にも当事者団体のヒアリングを実施していただきたい。
- ・ 集計結果について、身体障害というひとくくりにせず、視覚障害、聴覚障害等の障害種別を明らかにしてほしい。
- ・ 重症心身障害児者をはじめとする重度障害で意思表示をできない方について、家族が障害者の意見を代弁する形で記述することも可能となるような方策をとるべき。 等

→質問の順番を工夫したり、家族や介助者等が本人の意向を汲み取って代わりに記入することができるように対応するなど、研究班が適切と判断した範囲において、試行調査の調査票の修正などを行います。

また、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

—この調査は、新たな制度を検討するためのものです—
＜生活のしづらさなどに関する調査＞

ぜんこくざいたくしょうがいじ しやとうじつたいちようさ しこうちようさ
 全国在宅障害児・者等実態調査（試行調査）

この調査は、障害のある方（これまでの制度では障害児・者の福祉施策の対象とならない方も含みます。）を対象として、行う調査であり、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために実施されるものです。
 お答えいただいた内容については、秘密の保護に万全を期すとともに、調査結果の集計以外には使用しませんので、調査へのご協力をお願いします。

【調査の対象となる方】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 上記の手帳は持っていないが、長引く病気やけが等により日常生活に支障が生じている方

つぎ かの たてちよう も かの たてちよう たいしよう
 次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- ・眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難を伴う。
- ・聞くことに困難を伴う。
- ・歩行や階段の上り下りに困難を伴う。
- ・思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・入浴、衣服の着脱のような身の回りのことに困難を伴う。
- ・音声による言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）に困難を伴う。
- ・ものの持ち上げや小さなものをつまむこと、容器の開閉をすること等に困難を伴う。
- ・日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みが継続する。
- ・金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う。
- ・幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの依存その他の精神の障害がある。
- ・対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力など特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある。
- ・外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある
- ・児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別の支援や配慮を必要としている。

ちょうさ ひょう き にゆう へんそう
調査票の記入・返送について

○ この調査の対象となる方が世帯員におられる場合は、調査の対象となる方お一人につき1冊ずつ記入していただき、同封の返信用封筒（切手不要）にて返送していただきますようお願いいたします。

※対象となる方がお二人以上おられる場合は、追加して調査票をお送りしますので、下記の調査担当窓口までご連絡をいただきますようお願いいたします。

○ 本調査は、11月1日時点（P）の状況に基づいて記入してください。

○ この調査票は、調査の対象となる方ご自身で記入してください。

○ ご自身で記入できない方につきましては、ご家族の方、又は介護をしている方等が記入を手伝ってください。

（ご家族の方や介護をしている方が記入される場合は、ご本人の意見を聞いて記入してください。ご自身で意思表示が困難な場合は、ご家族の方や介護をしている方が本人の意向を汲み取って代わりに記入することができます。）

○ 回答や返送のお手伝いを希望される方、お尋ねになりたいことがある方は、下記の調査担当窓口までご連絡ください。

ちょうさたんどうまどぐち
【調査担当窓口】

○○○○○○

TEL 0000（000）0000

FAX 0000（000）0000

E-Mail ○○○○○○○○○○○○

○ 本調査の記入方法についてご回答ください。（あてはまるもの1つに○をしてください。）

1 本人が自身で記入

2 本人の意思を「代筆」で記入

3 家族や介助者等が本人の意向を汲み取って代わりに記入

※ ご本人以外の方が回答を記入された場合は、記入された方とご本人との関係について、あてはまる方に○をしてください。

1 ご家族 2 その他（ ）

き ほんぞくせい かん しつもんこうもく あん
【基本属性に関する質問項目（案）】

とい ねんれい こた
問1 あなたの年齢をお答えください。

さい
歳

とい せいべつ こた ほう
問2 あなたの性別をお答えください。あてはまる方に○をしてください。

- 1 だんせい 男性 2 じょせい 女性

とい げんざい す と どうふ けん こた
問3 あなたが現在お住まいの都道府県をお答えください。

と どうふ けん
都道府県

とい す しゅるい こた
問4 あなたのお住まいの種類をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 じ ぶん も いえ ぶんじょう ふく
自分の持ち家（分譲 マンションを含む。）
- 2 か ぞく も いえ ぶんじょう ふく
家族の持ち家（分譲 マンションを含む。）
- 3 みんかんちんたいじゅうたく ちんたい
民間賃貸住宅（賃貸アパート・マンション）
- 4 しゃたく しょくいんりょう き しゅくしゃとう じゅうぎょういんしゅくしゃ
社宅・職員寮・寄宿舎等の従業員宿舎
- 5 こうえいじゅうたく
公営住宅
- 6 かしま
貸間
- 7 ぐるーぷほーむ・ケアホーム・ふくし とう かいご ほ けん にんち しょうたいおうがた
グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム等（介護保険の認知症 対応型グループ
ホームや自治体独自の事業 を含む。）
- 8 た
その他

問5 ^{とい}一緒に暮らしているご家族^{かぞく}をお答え^{こた}ください。あてはまるものすべてに○をしてください。

※グループホーム等^{とう}に入居^{にゆうきよ}している人は回答^{ひと}する必要^{かいたう}はありません。

- 1 ^{はいぐうしや}配偶者
- 2 ^{おや}親
- 3 ^こ子
- 4 ^{きょうだいし まい}兄弟姉妹
- 5 ^たその他
- 6 ^{ひとり}一人暮らし

問6 ^{とい}今後、どのように暮らしたいと考^{かんが}えていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 ^{げんざい} 現在と同じように暮らしたい
- 2 ^{ひとり} 一人暮らしをしたい
- 3 ^{げんざい} 現在は一緒に住んでいない家族^{かぞく}と一緒に暮らしたい（結婚等^{けっこんとう}により新^{あた}しい家族^{かぞく}と一緒に暮らす場合^{ばあ}を含む。）
- 4 グループホーム等^{とう}で暮らしたい
- 5 ^し 施設^{せつ}に入りたい
- 6 ^た その他（)
- 7 わからない

※「グループホーム等^{とう}」とは、障^{しょう}害^{がい}者^{しや}自^じ立^{りつ}支^{えん}援^{ほう}法^{もと}に基づくグループホームやケアホーム、福祉^{ふくし}ホームの他^{ほか}、介^{かい}護^ご保^ほ険^{けん}による認^{にん}知^ち症^{しょう} 対^{たい}応^{おう}型^{がた}グループホームや自^じ治^ち体^{たい}独^{どく}自^じの事^じ業^{ぎやう}によるもの^{ふく}を含みます。

【日常生活の支障に関する質問項目（案）】

問7 障害により日常生活上の支障が生じはじめた（支障があると気づいた）

のは何歳ごろですか。

※日常生活の中で、ご自身が不自由と感じた年齢、又は家族が気づいた年齢を記入してください。

- 1 歳ごろ
- 2 わからない

問8 日常生活上の支障が生じはじめた（支障があると気づいた）後、支障の度合いは変化していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 変化していない
- 2 支障が大きくなっている
- 3 支障は小さくなっている
- 4 よくなったり悪くなったりしている
- 5 わからない

問9 概ねこの6ヶ月の間に、障害による日常生活を送る上での支障はどの程度生じましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

※1 障害に関係のない支障（一時的な風邪やけが等）によるものは含めないでください。

※2 入院していた期間がある場合は、その期間を含めないでください。

※3 発生が予測しにくい症状（発作等）により継続的な見守り等が必要な場合は、毎日としてください。）

- 1 ほぼ毎日
- 2 3ヶ月以上
- 3 2ヶ月以上 3ヶ月未満
- 4 1ヶ月以上 2ヶ月未満
- 5 1ヶ月未満
- 6 特に支障はなかった

問10 概ねこの6ヶ月の間の日常生活を送る上での支障はどのようなものでしたか。あてはまる状態に○を1つしてください。

<p>食事をする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>食事の支度や後片付けをする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p> <p>6 経験がない・機会がない</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>衣服の着脱をする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>排せつをする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>入浴をする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>家の中を移動する</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>身の回りの掃除、整理整頓をする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p> <p>6 経験がない・機会がない</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>洗濯をする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p> <p>6 経験がない・機会がない</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>
<p>日常の買い物をする</p>	<p>1 一人でできる</p> <p>3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>4 一部介助が必要</p> <p>6 経験がない・機会がない</p>	<p>2 時間をかければ一人でできる</p> <p>5 全部介助が必要</p>

<p>きんせんかんり 金銭管理をする</p>	<p>1 一人でできる 2 時間をかければ一人でできる 3 見守りや声掛けがあればできる 4 一部介助が必要 5 全部介助が必要 6 経験がない・機会がない</p>
<p>ふくやくかんり 服薬管理をする</p>	<p>1 一人でできる 2 時間をかければ一人でできる 3 見守りや声掛けがあればできる 4 一部介助が必要 5 全部介助が必要 6 経験がない・機会がない</p>
<p>じぶん いし つた 自分の意思を伝える</p>	<p>1 誰にでも伝えることができる 2 特定の人には伝えることができる 3 特定の人に対して特定の事柄について伝えることができる 4 手話通訳等の介助があれば伝えることができる 5 伝えることができない</p>
<p>あいて いし りかい 相手の意思を理解する</p>	<p>1 誰の意思でも理解することができる 2 特定の事柄については理解することができる 3 特定の人の特定の事柄についての意思は理解することができる 4 手話通訳等の介助があれば相手の意思を理解することができる 5 理解することができない</p>
<p>い りょうてき 医療的ケア (通院や在宅における医療的な支援の必要性)</p>	<p>1 経管栄養が必要 2 たんの吸引が必要 3 導尿が必要 4 その他 ()</p>

ほかに、あなたが日常生活を送る上での支障はどのようなものがありますか。

(自由記述)

【障害の状態に関する質問項目（案）】

問11 どのような原因で障害をお持ちになりましたか。（あてはまるものすべてに○をしてください。）

- | | |
|------|----------|
| 1 病気 | 2 事故・けが |
| 3 災害 | 4 出生時の損傷 |
| 5 加齢 | 6 その他 |
| 7 不明 | |

問12 これまで知的障害として判定・診断されたことはありますか。あてはまる方に○をしてください。

※療育手帳をお持ちの人は回答する必要はありません。

- 1 はい
- 2 いいえ

問13 これまで発達障害として診断されたことはありますか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 はい
- 2 いいえ

問14 これまで高次脳機能障害として診断されたことはありますか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 はい
- 2 いいえ

問15 概ねこの6ヶ月以内に、身体的又は精神的に具合が悪いところはありますか。

あてはまる方に○をしてください。

※一時的な風邪やけが等によるものは含めないでください。

- 1 はい（補問へ）
- 2 いいえ

問15-補問1 あなたの症状はどのようなものですか。主なもの3つまでを下の表から選んで○をしてください。（「36 その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。）
 ※一時的な風邪やけが等によるものは含めないでください。

【障害の症状】

全身症状・精神症状	01	熱が出る	胸部	22	動悸	
	02	発汗・冷汗		23	息切れ	
	03	体温調整ができない		24	胸痛	
	04	体に力が入らない		消化器系	25	下痢
	05	体がだるい・疲れやすい	26		便秘	
	06	眠れない	27		腹痛	
	07	いらいらしやすい	筋骨格系・手足	28	かみにくい・飲み込みにくい	
	08	もの忘れする		29	腰痛	
	09	集中が続かない			30	手足の関節の動きが悪い・痛い
	10	落ち着かない・衝動的になる			31	手足の動きが悪い・痛い
	11	気分が沈む・意欲がわからない			32	手足のしびれ・まひ
	12	適切な判断ができない			33	手足の切断
	13	気になると頭を離れない・こだわりが強い	尿路系	34	尿が出にくい・排尿時痛い	
	14	頭痛		35	尿失禁	
	15	めまい	36	その他 ()		
	16	けいれん・ひきつけ・意識消失				
	音声・言語	17	ものが見づらい・見えない			
		18	聞こえにくい・聞こえない			
19		声がでない				
	20	音声・言語がはっきりしない				
	21	言葉が話せない				

問15-補問2 どのような病気で体の具合が悪い状態が生じて
 いますか。主なもの3つまでを下の表から選んで○をしてください。
 (「40 その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。)

【病気の種類】

内分泌・代謝系	01 糖尿病	消化器系	22 肺・気管支等呼吸器系の病気	
	02 甲状腺の病気		23 胃・十二指腸の病気	
	03 その他内分泌・代謝の病気		24 肝臓・胆のうの病気	
精神・神経系	04 気分障害(うつ そう)		25 大腸・直腸の病気	
	05 神経症性障害(不安障害・ 適応障害等)		26 小腸の病気	
	06 統合失調症		27 その他消化器系の病気	
	07 摂食障害		28 歯の病気	
	08 睡眠障害		29 皮膚の病気	
	09 アルコール・薬物依存		筋骨格系	30 リウマチ性疾患
	10 認知症			31 関節症
	11 その他の精神疾患			32 腰痛症(椎間板ヘルニア・脊柱 管狭窄症等)
	12 パーキンソン病			33 骨粗鬆症
	13 てんかん(けいれん、ひきつけ、 意識消失など)			34 その他の筋骨格系の病気
	14 その他の神経の病気			泌尿器系
	15 眼の病気		36 ぼうこうの病気	
	16 耳の病気		37 その他の泌尿器系の病気	
	循環器系		17 高血圧症	38 免疫の病気
18 脳卒中(脳出血、脳梗塞等)			39 血液の病気	
19 脳挫傷			40 その他()	
20 狭心症・心筋梗塞			41 不明	
21 その他の循環器系の病気				

しょうがいしゃ かん て ちょうおよ い りょうひ じよせいせいど かん しつもんこうもく あん
【障害者に関する手帳 及び医療 費助成制度に関する質問項目（案）】

とい しょうがいしゃ かん て ちょう も ほう
問 1 6 障害者に関する手帳 をお持ちですか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 もっている (補問 1 へ)
- 2 もっていない (補問 5 へ)

とい ほ もん しょうがいしゃ かん て ちょう も ほう
問 1 6 ー補問 1 (障害者のための手帳 をもっている方) お持ちの手帳 の種類はどれですか。(もっているものすべてに○をしてください。)

- 1 身体障 害者手帳 (補問 2 へ)
- 2 療 育手帳 (愛の手帳 、愛護手帳 、みどりの手帳 等) (補問 3 へ)
- 3 精神障 害者保健福祉手帳 (補問 4 へ)

とい ほ もん しんたいしょうがいしゃ て ちょう かた しんたいしょうがい しゅるい どうきゅう
問 1 6 ー補問 2 (身体障 害者手帳 をもっている方) 身体障 害の種類と等級 はどのように認定されていますか。障 害の種類ごとに該当する等級 に○をつけてください。(あてはまるものすべて)

しょうがい しゅるい 障 害の種類	とう きゅう 等 級						
し かくしょうがい 視覚障 害	1	2	3	4	5	6	・
ちょうかくしょうがい 聴 覚障 害	・	2	3	4	・	6	・
へいこうき のうしょうがい 平衡機能障 害	・	・	3	・	5	・	・
おんせい げんご き のうしょうがい 音声・言語・そしゃく機能障 害	・	・	3	4	・	・	・
し たいふ じ ゆう じょうし 肢体不自由 (上 肢)	1	2	3	4	5	6	7
し たいふ じ ゆう か し 肢体不自由 (下肢)	1	2	3	4	5	6	7
し たいふ じ ゆう たいかん 肢体不自由 (体幹)	1	2	3	・	5	・	・
し たいふ じ ゆう のうげんせいうんどうき のうしょうがい じょうし き のう 肢体不自由(脳原性運動機能障 害・上 肢機能)	1	2	3	4	5	6	7
し たいふ じ ゆう のうげんせいうんどうき のうしょうがい い どうき のう 肢体不自由(脳原性運動機能障 害・移動機能)	1	2	3	4	5	6	7

しんぞうき のうしょうがい 心臓機能障 害	1	・	3	4	・	・	・
こ きゅうき き のうしょうがい 呼吸 器機能障 害	1	・	3	4	・	・	・
ぞうき のうしょうがい じん臓機能障 害	1	・	3	4	・	・	・
ちよくちようき のうしょうがい ぼうこう・直 腸 機能障 害	1	・	3	4	・	・	・
しょうちようき のうしょうがい 小 腸 機能障 害	1	・	3	4	・	・	・
めんえきふぜん めんえききのうしょうがい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障 害	1	2	3	4	・	・	・
かんぞうき のうしょうがい 肝臓機能障 害	1	2	3	4	・	・	・

問16-補問3 (療 育手帳 等をもっている方) 知的障 害の等級 はどのように判定されていますか。療 育手帳 等に記載されている等級 をお答えください。

問16-補問4 (精神障 害者保健福祉手帳 をもっている方) 精神障 害の等級 はどのように判定されていますか。精神障 害者保健福祉手帳 に記載されている等級 をお答えください。(あてはまるもの1つ)

- 1 1級
- 2 2級
- 3 3級

問16-補問5 (障 害者のための手帳 をもっていない方) 障 害者のための手帳 をもっていない理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 障 害の種類や程度が手帳 の基準 に合致しない。
- 2 手帳 の制度や取得の手続きがわからない。
- 3 特に手帳 がなくても困らない。
- 4 手帳 を持ちたくない。
- 5 その他

問17 現在、どのくらい医療機関にかかっていますか。もっとも近いもの1つに○をしてください。

- | | | | |
|---|----------|---|--------------|
| 1 | 1週間に4回以上 | 2 | 1週間に1～3回 |
| 3 | 2週間に1回程度 | 4 | 1ヶ月に1回程度 |
| 5 | 3ヶ月に1回程度 | 6 | 6ヶ月に1回程度 |
| 7 | 入院中 | 8 | 医療機関にかかっていない |

問18 公費負担医療制度を利用していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）
- 2 特定疾患治療研究事業による医療費助成制度
- 3 小児慢性疾患治療研究事業による医療費助成制度
- 4 生活保護による医療扶助
- 5 地方自治体による障害者医療費助成制度（重度障害者医療費助成制度等）
- 6 その他
- 7 利用したいが、利用できない
- 8 利用していない（7に○をつけた場合を除く。）

問19 障害者自立支援法による福祉サービスを利用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 利用している（補問へ）
- 2 利用したいが、利用できない
- 3 利用していない（2に○をつけた場合を除く。）

とい ほ もん
問 19 ー補問 (サービスを利用している方) 障 害程度区分の認定を受けていますか。
また、認定を受けている方は、障 害程度区分はいくつですか。あては
まるもの1つに○をしてください。

- 1 認定を受けている
→現在の障 害程度区分はいくつですか。該当する区分に○をつけて
ください。 (1・2・3・4・5・6)
- 2 認定を受けたが非該当だった
- 3 認定を受けていない

とい かいご ほ けんほふ
問 20 介護保険法によるサービスを利用していますか。あてはまるもの1つに○を
してください。

- 1 利用している (補問へ)
- 2 利用したいが、利用できない
- 3 利用していない (2に○をつけた場合を除く。)

とい ほ もん
問 20 ー補問 (サービスを利用している方) 要介護度はいくつですか。該当する要介
護度に○をしてください。

ようし えん ようし えん
要支援 1 ・ 要支援 2

ようかいご ようかいご ようかいご ようかいご ようかいご
要介護 1 ・ 要介護 2 ・ 要介護 3 ・ 要介護 4 ・ 要介護 5

【日常生活上の支援の状況と希望に関する質問項目（案）】

問2 1 自宅において、日常生活上の支援を誰からどの程度受けていますか。支援の種類ごとに受けている回数にもっとも近いものに1つ○をしてください。

※グループホーム等での支援は福祉サービスとして考えてください。

※通所サービス等を利用する分は除いてください。

※その他には、有償ボランティア、私費ヘルパー、家政婦を含みます。

福祉サービスを利用して いる（ホームヘルパー等）	家族等から支援を受けて いる	その他（ボランティア等）
1 毎日	1 毎日	1 毎日
2 1週間に3～6日程度	2 1週間に3～6日程度	2 1週間に3～6日程度
3 1週間に1～2日程度	3 1週間に1～2日程度	3 1週間に1～2日程度
4 その他	4 その他	4 その他
5 利用していない	5 支援を受けていない	5 支援を受けていない

問2 1-補問（福祉サービスを利用している方）1週間当たり平均して何時間程度利用しましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 5時間以内
- 2 6～10時間
- 3 11～15時間
- 4 16～20時間
- 5 21時間以上

とい じ たく にちじょうせいかつじょう し えん う ふくし
問22 自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービス（ホームヘルパー等）をどの程度利用したいですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 利用したくない
- 5 わからない

とい ほ もん じ たく にちじょうせいかつじょう し えん う ふくし
問22-補問 自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービス（ホームヘルパー等）を1週間当たり平均して何時間程度利用したいですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 5時間以内
- 2 6～10時間
- 3 11～15時間
- 4 16～20時間
- 5 21時間以上

【日中活動の状況と希望に関する質問項目（案）】

問23 現在、日中はどのように過ごしていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 正職員として働いている
- 2 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として働いている
- 3 自営業をしている（家の仕事を手伝っている）
- 4 障害者のための通所サービスを利用している
（地域活動支援センターや作業所等を含む）
- 5 介護保険の通所サービスを利用している
- 6 病院等のデイケアを利用している
- 7 リハビリテーションを受けている
- 8 学校に通っている
- 9 保育園・幼稚園に通っている
- 10 障害児の通園施設に通っている
- 11 ボランティアなどの社会活動を行っている
- 12 その他
- 13 家庭内で過ごしている

問24 日中はどのように過ごしたいと考えていますか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 現在と同じように過ごしたい
- 2 現在とは違う日中の過ごし方をしたい（補問へ）

問24-補問（現在とは違う過ごし方をしたい方）どのように過ごしたいですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 正職員として働きたい
- 2 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として働きたい
- 3 自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）

- 4 障 害者のための通所サービスを利用したい
(地域活動支援センターや作業 所等を含む)
- 5 介護保険の通所サービスを利用したい
- 6 病 院等のデイケアを利用したい
- 7 リハビリテーションを受けたい
- 8 学校に通いたい
- 9 保育園・幼稚園に通いたい
- 10 障 害児の通園施設に通いたい
- 11 ボランティアなどの社会活動を行いたい
- 12 その他
- 13 家庭内で過ごしたい
- 14 わからない

【外出の状況と希望に関する質問項目（案）】

問25 概ねこの1年の間に、どの程度外出しましたか。あてはまるもの1つに○をして下さい。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 2週間に1～2日程度
- 5 1ヶ月に1～2日程度
- 6 その他
- 7 外出していない

問26 どのような外出をするときに支援が必要ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 いつも支援が必要
- 2 慣れた場所には一人で行けるが、それ以外は支援が必要
- 3 いつもは一人でできるが、調子が悪い場合は支援が必要
- 4 その他
- 5 一人で外出できる

問26-補問 一人で外出できない場合、どのように外出していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 福祉サービス（移動支援等）を利用している
- 2 福祉タクシー等の移送サービスを利用している
- 3 家族に付き添ってもらっている
- 4 友人や知人、ボランティア等に付き添ってもらっている
- 5 その他

問27 外出する際の支援として、福祉サービスをどの程度利用したいですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

※福祉サービスには、移動支援、行動援護、重度訪問介護を含みます。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 2週間に1～2日程度
- 5 1ヶ月に1～2日程度
- 6 その他
- 7 利用を希望していない
- 8 わからない

【本人の収入の状況及び課税の状況に関する質問項目（案）】

問28 平均的な一月当たりの収入はいくらですか。

※18歳以上の方のみご回答ください。

ひとつきあ 一月当たりの収入	やく 約	まんえん 万円
-------------------	---------	------------

(収入がある場合は補問へ)

問28-補問1 (収入がある方) 収入の内訳はどのようになっていますか。

きゅうりょう こうちんとう 給料・工賃等	やく 約	まんえん 万円
こうできねんきんとう 公的年金等	やく 約	まんえん 万円
て あて 手当	やく 約	まんえん 万円
し おく 仕送り	やく 約	まんえん 万円
た その他	やく 約	まんえん 万円

問29 住民税と所得税は課税されていますか。また、生活保護は受給していますか。あてはまる方に○をしてください。

じゅうみんぜい 住民税	か ぜい 課税されていない	か ぜい 課税されている
しょとくぜい 所得税	か ぜい 課税されていない	か ぜい 課税されている
せいかつほ ご 生活保護	じゅきゅう 受給していない	じゅきゅう 受給している

【本人の支出に関する質問項目（案）】

問30 平均的な一月当たりの支出はいくらですか。

※18歳以上の方のみご回答ください

1

ひとつきあ 一月当たりの支出	し しゅつ 約	まんえん 万円
-------------------	------------	------------

2 わからない (支出がある場合は補問へ)

問30-補問1 (支出がある方) 支出の内訳はどのようになっていますか。

ふくし 福祉サービスの りようしゃふたん 利用者負担	やく 約	まんえん 万円
しょくひ 食費	やく 約	まんえん 万円
じゅうきよひ やちん 住居費 (家賃)	やく 約	まんえん 万円
こうねつすいひ 光熱水費	やく 約	まんえん 万円
いりょうひ 医療費	やく 約	まんえん 万円
た その他	やく 約	まんえん 万円

問30-補問2 (福祉サービスを利用している方) 通所サービス等を利用する際に食事の提供を受けていますか。また、受けている場合の一月当たりの食費の負担額はいくらですか。

- 1 受けている
→ 一月当たりの食費負担額 約 _____ 万円
- 2 受けていない

【その他の質問項目（案）】

問3 1 あなたは、何か困ったことがあったとき、どこ（誰）に相談しますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 行政機関（福祉事務所/区市町村の障害福祉担当窓口、障害者更生相談所、保健所、精神保健福祉センター等）
- 2 福祉サービスを提供している事業者や福祉施設
- 3 医療機関
- 4 教育機関（学校等）
- 5 相談支援機関（地域包括支援センター・障害者相談支援センター等）
- 6 社会福祉協議会
- 7 障害者団体・患者会
- 8 民生委員や障害者相談員
- 9 家族
- 10 友人・知人
- 11 その他
- 12 相談したいが、どこ（誰）にも相談できない

問3 2 あなたは、生活をしている中で、どのようなことで困ることがありますか。将来への不安も含めて、自由にお書きください。

（自由記述）

とい 問33 あなたは、生活せいかつをしている中なかで、どのような支援しえんが必要ひつようですか。

じ ゆうき じゆつ
(自由記述)

い りょう しえん
【医療い りょう やリハビリテーションの支援しえんについて】

にゅうようじき ちりょう よういく がっこうきょういく しえん
【乳幼児期にゅうようじきの治療ちりょう・養育よういくや学校がっこう教育きょういくの支援しえんについて】

にちじょうせいかつ しえん
【日常にちじょうせいかつ生活せいかつの支援しえんについて】

ふくし しえん
【福祉サービスふくしの支援しえんについて】

しゃかいさんか しゅうろう しえん
【社会参加しゃかいさんか・就労しゅうろうの支援しえんについて】

しょうがい たい りかい がいしゆつじ しえん
【障害しょうがいに対する理解たい りかいや外出時がいしゆつじの支援しえんについて】

けんり じんけん まも しえん
【権利けんりや人権じんけんを守るための支援しえんについて】

た
【その他た】

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）（試行調査）
実施要領（案）

1. 調査の目的

平成23年度に実施する本調査において信頼度の高い調査結果を得るため、調査方法及び調査項目等の有効性の検証を行うことを目的とする。

なお、本試行調査の結果については、総合福祉部会における議論の参考とするため、同部会に提供するものとする。

2. 調査の方法

調査方法	郵送による配布、回収
調査対象期日	平成22年11月1日現在（予定）
調査期間	平成22年11月中旬から12月中旬（予定）

3. 調査の実施主体

厚生労働科学研究「障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究」研究班（主任研究者：平野方紹日本社会事業大学准教授）

総合福祉部会 第8回	
H22. 10. 26	参考資料 1
野原委員提出資料	

第7回総合福祉部会（会議後提出）意見

提出者 野原正平委員 2010年9月26日

部会開会中に発言すべき意見ですが、時間不足の関係で「会議後意見提出」という便宜が図られたので、第7回総合福祉部会の討論内容等に関する意見を文書で提出します。

1. 負担について

難病患者の場合、難治性疾患克服研究事業対象疾患（344 疾患）、小児慢性特定疾患（514 疾患）が研究対象とされています。稀少難病を含めると本来研究対象とされるべき疾患は 5,000～7,000 ある（疾病対策課）といわれています。この難治性疾患克服研究事業で医療費の公費助成を受けているのは 56 疾患（特定疾患）です。

他の疾患の患者は、通常の医療費本人 3 割負担に加えて、かなりの患者が保険適用外の医療や薬の使用のために多額の負担が強いられています。また、専門医や専門医療機関が少ないために、遠方医療機関への通院、入院、付き添いなどのために非常に高額負担をしなければならないという現状です。

ところが、本日、障害保健福祉部から提出された『『障害者総合福祉法』（仮称）の論点に関する現在の制度の状況等について』NO-3 には、自立支援法の関係のみの報告で、疾病対策課が所管する難病対策要綱で対応している難病医療費の負担と問題点（不公平さの拡大）、また厚労省母子保健課が管轄する小児慢性特定疾患に関する医療費の問題（特にキャリアオーバー）などはまったく報告されませんでした。前回の同部から出された資料も同じでした。高次脳機能障害や発達障害についても同じことが言えます。

「制度の谷間をなくす」（「谷間のない制度をつくる」…私達が求めるもの）同じではないが）という当初のスローガンがあるにも拘らず、国のサイドから谷間の公認を求めるといふことにならないのか、同時に難病に対する福祉制度上の差別…「合理的配慮に欠けた」ことを、無自覚に行っているということではないでしょうか。谷間の現実を目の当たりに見る思いです。

「難病を障害概念の中に入れる」ことは、大筋の合意になっていますが、これでは、総論的な合意を反古にすることになるのではないかという懸念を表明します。

このような問題は、他にもいくつか指摘できます。部会の論議が、認定や給付、地域での生活体制や基盤の構築などでも、主な流れは現 3 障害に限られる傾向があります。

状況に応じた難病当事者への障害年金適用の拡大なども、実は大きな問題です。

今後、このようなことのないよう部会としても十分留意されるよう要望します。

2. 移行期間について

自立支援法の廃止時期は、当然新法の成立の見通しとも関連することです。

財源問題も絡むことも理解できますが、大きなミッションを明示した当初の制度設計

について、財政の現状を考慮しながら設計するとしたら、権利条約の批准とか差別禁止条約の制定は困難です。

現 3 障害は、自立支援法の応益負担を廃止して給付等の一部を改正すれば何とか良いという方向付けができるかもしれませんが、難病・慢性疾患に関しては、高額医療費負担、医療がらみの障害認定、生活保障、地域生活を支える体制づくりなどなど…文字どおり新しい「生活機能基準」で行うような制度設計をするとしたら大変ドラスチックな変革とならざるを得ません。

これを行うには、制度の改変・構築から多くの人材の養成を必要とし、それに見合った財源確保も必要です。とても、2～3年でできるものではありません。

難病対策要綱は、不十分ながら医療費の助成とともに地域で難病患者が生活するためのいくつかの施策（①調査研究の推進、②医療施設等の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進）や難病患者の就労支援も独自の体系をもって実施されています。

こういう事業を進めたり支えたりしてきた人たちは、医師（専門医、開業医、難病の研究者、保健師、ケアマネ、看護師、介護士、地域看護研究者、患者当事者たちです。こういう領域の問題に論議のスポットが当たらなければ、隙間（谷間）は埋まりません。

移行期間一つとっても、あれこれ絡んでいて既存の 3 障害と同じようには行きません。

2013 年 8 月という期限には、大枠を決め（難病と福祉の関係・「障害」の概念の中に「難病による社会的不利の明文化規定」などを入れるなど）、できる改革（改善）課題は実現する、この時期に間に合わない分野は基本的な方向性を示すなど（難病・慢性疾患は「難病と福祉の検討委員会」（仮称）の立ち上げなどを明記する）ことなども検討すべきではないでしょうか。

3. 理念と目標を正面にすえた論議を期待する

権利条約批准の前提づくり、差別禁止条約の制定の条件をつくる、「基本合意」の遵守（自立支援法廃止、新法の制定など）という理念や目標を掲げて出発したのが障がい者制度改革推進本部であり同推進会議、同総合福祉部会であった筈です。

初めのうちは、副本部長（福島大臣）が毎回福祉部会に参加して熱っぽくその実現を語りましたが、次の特命大臣誰は誰かも紹介されず顔も見せませんでした。総理大臣が本部長で官房長官と特命大臣が副本部長、全大臣が構成員になっている障がい者制度改革推進本部は、まさに国家プロジェクトを進めることができる体制です。しかし、それに見合った現状の体制にはとてもそうなっていません（事務局体制、必要な団体（メンバー）の会議構成員の補充、ヒヤリングもあまりできない、横断的な連携が殆ど見られないなど）。予算も貧弱です。

福祉部会の今後の論議が「谷間をなくす」ことを正面から見据え、理念や目標に本気になって接近する内容になることを心から期待するものです。

福祉部会の継続する論議が竜頭蛇尾にならないよう心から願うものです。

総合福祉部会 第8回	
H22. 10. 26	参考資料 2
山本委員提出資料	

障害者の生活の実態把握に向けて
調査の客体から調査の主体へ
当事者が自ら参加できる調査を

全国「精神病」者集団

1 任意抽出による量的調査では、そもそも今ある制度も知らない、多くの障害を持つ人あるいは現在制度的に使えない人のニーズを拾うということは不可能であるし、また数の少ない障害者のニーズ把握も困難であり、こうした調査に多額の税金を使うべきではないニーズについて把握しようとするならば丁寧な聞き取り調査が必要である

2 調査方法については、原案を完全に撤回し以下を求める

三大新聞に全面広告を載せ、意見のある方でお話をきかせてくださる方はご連絡先をという要請をする。

前提として改革推進会議のもたれた経緯、および今ある自立支援法の支援項目について説明する。

その上で、今とりわけ現在自立支援法を使っていない方、あるいは使えていない方、入所施設にいる方、精神病院入院中の方などについて、聞き取り調査に応じてくださる方を募集する。

どうしたら障害のある人あるいは障害と今みなされていなくとも生活上困難や支援を必要としている人が、ほかのものと平等に地域生活を送るためにどういう支援が必要か、介助体制のみならず、経済的支援、住宅問題などについて聞き取りを行っていく

なお、この全面広告については点字毎日やNHKにも協力要請をする

3 その上で今までサイトを經由して出されてきた意見、聞き取り調査などを分析評価したうえで、来年度の調査について検討する

全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（第7回）議事要旨

1. 日時：平成22年10月14日（木）18：00～20：00

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室

3. 出席者

（1）構成員

茨木 尚子 明治学院大学教授

尾上 浩二 特定非営利活動法人障害者インターナショナル日本会議事務局長

佐藤 久夫 日本社会事業大学教授

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

六串 知己 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課計画担当係長

（2）事務局

内山 博之 社会・援護局障害保健福祉部企画課障害保健福祉改革推進室長

江浪 武志 社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

4. 議事要旨

○ 関係団体ヒアリング等により提出された意見に対する対応方針について議論が行われた。議論を踏まえ、研究班において再度方針を検討し、その検討結果を踏まえてWGとしての対応方針を取りまとめることとなった。会議での主な意見は下記のとおり。

① 調査の名称について

- ・「制度の谷間の解消に向けた」といった調査の目的を名称に入れるなど、目的がはっきりと回答者にも分かるようにすることで、少しでも回答率が高くなるようにすべきではないか。
- ・高齢で耳が聞こえにくい人などが、「谷間」という言葉を見て、自分のことだと思ってくれない場合もあるのではないか。
- ・調査名に「障害」を入れると、制度の谷間にある方は記入してくれないのではないか。
- ・「生活のしづらさに関する調査」のフォントを大きくして強調する等、レイアウトを工夫してはどうか。

② 調査の方法について

- ・来年度実施する本調査の調査方法については、ヒアリングでいただいたご意見や試行調

査の結果を踏まえて、引き続き検討するということが良いのではないか。

- ・調査の委託を受ける自治体において、予算を組む必要があるため、調査方法や調査の規模がいつ決まるのか、スケジュールを情報提供して欲しい。自治体において予算編成をするスケジュール上、できるだけ早く、遅くとも12月までには、調査の方法を決める必要があるのではないか。
- ・試行調査の回収率をみて調査方法を決めるのであれば、調査方法を決めることができるのは、12月以降になるのではないか。
- ・「ご本人の意見が分からない場合には、記入する必要はありません。」となっているが、遷延性意識障害の方など、意見を表明できないが、家族や介助者が意見を汲み取ることができる場合に記入できなくなる。また、障害児も対象になっていること等から、「代筆」だけでなく、「本人の意向を汲み取って家族等が記入」も可とし、チェック欄を設けて、記入してもらうのが良いのではないか。
- ・知的障害の人などで、身近に回答のサポートが得られない人のため、今回は電話で問い合わせ先などを明記し、電話での回答支援などを考えていくべきではないか。

③ 調査の内容について

- ・問20の日常生活の支障に関する質問について、ADL的な項目が中心になっているので、生活のしづらさを把握する項目として、他にどのようなものがあるか、また、環境との相互作用で把握するためにはどのような項目であるべきか本調査に向けて引き続き検討が必要ではないか。
- ・就業に関する項目についても本調査において把握することとなるが、問23、問24-補問の日中活動についての質問で把握する以上に詳しく聞くのは、調査負担の観点から、困難ではないか。

全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ （第7回）

平成22年10月14日（木）

18:00～20:00

厚生労働省共用第9会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）調査に関するご意見等への対応について

（2）その他

3. 閉会

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）に関するご意見募集について

1 募集方法

- 障害者団体からのヒアリング（※1）及び厚生労働省ホームページ等による意見募集等（※2）によりご意見の公募を行った。

※1 平成22年9月30日、10月1日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会に参加している委員の属している障害者団体からのヒアリングを実施。

※2 厚生労働省ホームページに、「全国在宅障害児・者実態調査（仮称）についての御意見募集」を掲載し、平成22年9月21日から10月6日までご意見を募集。

平成22年10月6日に、統計の専門家（情報セキュリティ大学院大学廣松毅教授）からご意見を聴取。

2 意見の提出件数

30件（うち障害者団体ヒアリングにおけるご意見は、16件（団体））

3 意見の主な内容

（1）調査の名称について

- ・ 名称に「障害」を入れた方が分かりやすい。
 - ・ 「全国在宅障害児・者、難病患者等実態調査」とするのが良い。
 - ・ 「障害者等」と「等」を入れると良いのではないか。
 - ・ 「国民の生活のしづらさ」のような、曖昧ながらも状態を示す表現の方が、記入されやすいのではないか。
 - ・ 「制度の谷間の解消に向けた障害児・者実態調査」とするなど調査の目的を含めた名称にするべき。
 - ・ 「調査の対象となる方」のところで、手帳を持っていない人も調査対象であることを下線を引くなどして強調することで対応してはどうか。
 - ・ 調査名は原案が良いが、調査の副題として「～障害児者の生活実態及びニーズ等を把握し総合福祉法に反映～」を付けると良いのではないか。
- 等

（2）調査方法について

①郵送による調査が望ましいというご意見

- ・ ニーズを拾うのであれば郵送の方が回答しやすいのではないか。

- ・ 知らない人が来ることについては、抵抗があるため、郵送調査の方が良い。回収率が下がるが、重要な調査であることを記載すると良い。
等

②訪問による調査が望ましいというご意見

- ・ 当事者が訪問して調査する形がよいのではないか。
- ・ 埋もれがちなニーズを拾い上げるためには、支援に通じた適切な援助者の立会いの下、質問内容を熟知した調査員が対面調査をすることが最も望ましいと考える。 等

③他の調査方法を提案するご意見

- ・ 知的障害者など質問内容の理解に困難がある調査対象者である場合においては、自記式ではなく、調査員による聞き取り調査とすることも検討すべきである。
- ・ 機能障害が特定できる団体のうち調査の趣旨に賛同する団体への試行調査、丁寧な聞き取り調査を実施すべき。
- ・ 調査の趣旨、目的、所要時間などを葉書で案内し、了解した人に調査票を送るなどの段階を踏むべき。 等

④ その他

- ・ 郵送調査でも、訪問調査でも、問い合わせ等に対応するコールセンター的なものが必要ではないか。
- ・ 回答方法について、訪問、郵送、ネット回答など数種類の選択が可能として欲しい。
- ・ 対象者がいない場合は、最初に「いない」とチェックする項目を作成し、必ず返送してもらうようにすれば、回収率のアップにつながるのではないか。 等

(3) 調査内容に関するご意見（調査項目の追加・削除、表現等の修正）

- ・ サービスの利用希望として1週間当たりの利用時間を追加
- ・ 今困っていることだけでなく、将来への不安も聞いてみてはどうか。
- ・ 今現在の制度に満足しているか否か等をきいてはどうか。
- ・ コミュニケーション手段に関する質問項目を追加してはどうか。
- ・ 発達障害、自閉症、知的障害者の生活の困難さを把握する質問項目が少ないのではないか。
- ・ 児童に関する質問が少ないのではないか。
- ・ 障害の発生原因に関する質問項目を削除してはどうか。
- ・ 手帳の所持者を調査の対象外として、手帳の内容については、削除してはどうか。また、福祉サービスの利用状況については、削除し、利用希望のみ聞いてはどうか。
- ・ 支出に関する質問、相談相手に関する質問の削除 等

その他、記入をしやすくするための選択肢・自由記載欄の追加、質問の表現の修正、説明文の追加等のご意見が多数寄せられた。

(4) その他

- ・ 生活のしづらさに関する実態把握から入っていく形に調査票を見直すべき。
- ・ 施設等の利用者を対象とした調査を実施すべき。
- ・ 他の調査との連携の仕方、集約の仕方、データの取扱いなどを検討する必要があるのではないか。
- ・ 試行調査のとりまとめ、本調査の前にも当事者団体のヒアリングを実施していただきたい。
- ・ 集計結果について、身体障害というひとくくりにせず、視覚障害、聴覚障害等の障害種別を明らかにしてほしい。
- ・ 重症心身障害児者をはじめとする重度障害で意思表示をできない方について、家族が障害者の意見を代弁する形で記述することも可能となるような方策をとるべき。 等

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）について（修正版）

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」（仮称）の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

- ※ 1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、在宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対象とはしない。
- ※ 2 施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会の構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結果を踏まえて検討する。
- ※ 3 今回の実態調査の名称については、今後検討。
- ※ 4 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的に実施することを想定。

2. 調査の方法

A 案

- ・抽出した調査対象地区の全世帯に調査票を郵送し、調査票記入後、郵送により返送する方法とする。

B 案

- ・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。
- ・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。

- ・調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

- ※ 5 記入の支援方法等について、今後検討。

3. 調査の内容

(1) 調査の内容を検討するに当たっての考え方

今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかで

ないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

(2) 具体的な調査項目とその必要性

① 回答者の基本的属性に関する調査項目

調査項目	具体的な調査内容	必要性
障害の状況	・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障について一定程度分類した選択肢を示して選択（障害の重複状態についても調査）	・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障の程度について分析するために必要
障害の原因等	・ 障害の原因について選択肢を示して名称を選択 （名称の例：脊椎損傷、統合失調症等） ・ 発作など症状が断続的に生じるものについてはその頻度 ・ 障害の原因が生じた年齢又は診断を受けた年齢	・ 障害の状況を分類するために必要
日常生活又は社会生活上の支障の継続期間	・ 障害に伴う日常生活又は社会生活上の支障を生じることとなつてからの期間を選択（区分の例：6ヶ月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上5年未満、5年以上）	・ 障害の継続期間により、福祉サービスの利用状況や利用希望等に差があるのか検証するために必要
日常生活又は社会生活上の支障の発生頻度	・ 日常生活又は社会生活上の支障が発生する頻度を選択 （毎日、週〇回、等）	・ 日常生活又は社会生活の制限の程度の目安として確認が必要
年齢及び性別	・ 年齢（〇歳）及び男女の別	・ 調査対象者の年齢構成等について把握することが必要
居住形態及び同居者の状況	・ 居住形態（自宅、GH・CH等の別）、同居者の本人との関係	・ 居住形態、同居者の状況と福祉サービスの利用状況との関係等の検証を行うために必要

障害者手帳等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（障害の種類、等級別）、療育手帳（程度別）、精神障害者保健福祉手帳（程度別）、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券の有無 ・障害程度区分又は要介護認定の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある者がどの程度、現行制度による支援の対象となっているか等について検証するために必要。
収入の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月当たりの収入内訳を記載（就労収入〇円（うち工賃〇円）、公的年金〇円、手当〇円等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の現状を把握するために必要
課税状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税・住民税の課税状況、生活保護受給の有無等 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入状況を補完する情報として必要
支出の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月当たりの支出内訳を記載（医療費〇円、福祉サービス利用者負担〇円（うち食費等実費負担〇円、サービス利用料〇円）、家賃〇円等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入に対する支出状況を把握するために必要
日中の活動状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の主な活動内容について例を示して選択（就労、就学、居宅等） ・外出の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の活動状況等の把握のために必要

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス等

障害福祉サービス等の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、生活介護その他の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用の有無及び利用量、補装具・日常生活用具の使用の有無等 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなサービスを利用しているのか現状を把握するために必要
障害福祉サービス等の希望	<ul style="list-style-type: none"> ・利用を希望するサービスの内容及び量（居宅内の介護等の支援、外出時の支援、日中の介護、就労の支援、生活の場等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなサービスにどの程度の利用希望があるのか把握するために必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後暮らしたい場所、困っていること、相談相手等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後どこで暮らしたいか等を把握するために必要

※6 調査項目については、過不足等について今後更に検討。

(3) 調査対象者の範囲について

障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、以下のとおりとする。

【参考1】障害者権利条約第1条（政府仮訳抜粋）

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者又は交付を受けていないものの、以下のような長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害に伴い、日常生活又は社会生活が制限される状態が継続に概ね6ヶ月以上該当する者若しくは該当継続することが見込まれる者（明らかな改善状況にあるものを除く。）

<例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難（difficulty）を伴う
- ②補聴器等の機器を使用しても、聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような自身で行う身の回りのことに困難を伴う
- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）を行うことに困難を伴う
- ⑦もの（2キログラム程度）の持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、や痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の障害がある
- ⑪対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- ⑫外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある
- ⑬児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

【参考2】

上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容（six question set）等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー（2001年6月）」において障害データが国際比較で

きるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたことから、非公式・一時的に組織された市民の集まり（CITYGROUP）であり、会合はこれまでに9回行われその概要が国連統計委員会に報告されている。

4. スケジュール等 別紙

ぜんこくざいたくしょうがいじしゃとうじつたいちようさしこうちようさ
全国在宅障害児・者等実態調査（試行調査）

ふくだいせいかつかんちようさ
<副題：生活のしづらさに関する調査>

しこうちようさちようさひようけんきゆうはんあん
試行調査調査票（研究班案）

ちようさしょうがいじしゃふくししやくかいぜんきそしりようえじつし
 この調査は、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために実施されるものです。

こたないようひみつほごばんぜんきちようさけつか
 お答えいただいた内容については、秘密の保護に万全を期すとともに、調査結果の集計以外には使用しませんので、調査へのご協力をお願いします。

ちようさたいしようかた
【調査の対象となる方】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 上記の手帳は持っていないが、病気やけが等により日常生活に継続して支障が生じている方

つぎかたてちようもかたちようさたいしよう
 次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- ・眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難を伴う。
- ・聞くことに困難を伴う。
- ・歩行や階段の上り下りに困難を伴う。
- ・思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・入浴、衣服の着脱のような身の回りのことに困難を伴う。
- ・音声による言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）に困難を伴う。
- ・ものの持ち上げや小さなものをつまむこと、容器の開閉をすること等に困難を伴う。
- ・日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みが継続する。
- ・金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う。
- ・幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの依存その他の精神の障害がある。
- ・対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力など特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある。
- ・外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある
- ・児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別の支援や配慮を必要としている。

調査票の記入・返送について

- この調査の対象となる方が世帯員におられる場合は、調査の対象となる方お一人につき1冊ずつ記入していただき、同封の返信用封筒（切手不要）にて返送していただきますようお願いいたします。
- ※対象となる方がお二人以上おられる場合は、追加して調査票をお送りしますので、下記の調査担当窓口までご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 本調査は、11月1日時点（P）の状況に基づいて記入してください。
- この調査票は、調査の対象となる方ご自身で記入してください。
- ご自身で記入できない方につきましては、ご家族の方、又は介護をしている方等が記入を手伝ってください。
（ご家族の方や介護をしている方が記入される場合は、ご本人の意見を聞いて記入してください。ご本人の意見が分からない場合には、記入する必要はありません。）
- 回答や返送のお手伝いを希望される方、お尋ねになりたいことがある方は、下記の調査担当窓口までご連絡ください。

【調査担当窓口】

○○○○○○

TEL 000 (000) 0000

FAX 000 (000) 0000

E-Mail ○○○○○○○○○○○

※ ご本人以外の方が回答を記入された場合は、記入された方とご本人との関係について、あてはまる方に○をしてください。

- 1 ご家族
- 2 その他

き ほんぞくせい かん しつもんこうもく あん
【基本属性に関する質問項目（案）】

とい 問 1 あなたの年齢をお答えください。

さい 歳

とい 問 2 あなたの性別をお答えください。

- 1 男性 2 女性

とい 問 3 あなたが現在お住まいの都道府県をお答えください。

と とうふ けん 都道府県

とい 問 4 あなたのお住まいの種類をお答えください。

- 1 自分の持ち家（分譲 マンションを含む。）
- 2 家族の持ち家（分譲 マンションを含む。）
- 3 民間賃貸住宅（賃貸アパート・マンション）
- 4 社宅・職員寮・寄宿舎等の従業員宿舎
- 5 公営住宅
- 6 貸間
- 7 グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム等（介護保険の認知症 対応型グループホームや自治体独自の事業を含む。）
- 8 その他

とい 問5 いっしょ く かぞく こた 一緒に暮らしているご家族をお答えください。(あてはまるものすべて)

※グループホーム等に入居している人は回答する必要はありません。

- 1 はいぐうしゃ 配偶者
- 2 おや 親
- 3 こ 子
- 4 きょうだいし まい 兄弟姉妹
- 5 た その他
- 6 ひとりぐ 一人暮らし

とい 問6 こんご く かんが 今後、どのように暮らしたいと考えていますか。

- 1 げんざい おな く 現在と同じように暮らしたい
- 2 ひとりぐ 一人暮らしをしたい
- 3 げんざい いっしょ す かぞく いっしょ く けっこんとう あたら かぞく 現在と一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい(結婚等により新しい家族と一緒に暮らす場合を含む。)
- 4 グループホーム等で暮らしたい
- 5 しせつ はい 施設に入りたい
- 6 た その他()
- 7 わからない

※「グループホーム等」とは、しょうがいしゃじ りつし えんぽう もと 障害者自立支援法に基づくグループホームやケアホーム、ふくし ほか かいご ほけん にんち しょうたいおうがた 福祉ホームの他、介護保険による認知症対応型グループホームや自治体独自の事業によるものを含みます。

【日常生活の支障に関する質問項目（案）】

問17 障害により日常生活上の支障が生じはじめた（支障があると気づいた）のは何歳ごろですか。

※日常生活の中で、ご自身が不自由と感じた年齢、又は家族が気づいた年齢を記入してください。

- 1 歳ごろ
- 2 わからない

問18 日常生活上の支障が生じはじめた（支障があると気づいた）後、支障の度合いは変化していますか。

- 1 変化していない
- 2 支障が大きくなっている
- 3 支障は小さくなっている
- 4 よくなったり悪くなったりしている
- 5 わからない

問19 概ねこの6ヶ月の間に、障害による日常生活を送る上での支障はどの程度生じましたか。

※1 障害に関係のない支障（一時的な風邪やけが等）によるものは含め
ないでください。

※2 入院していた期間がある場合は、その期間を含めないでください。

※3 発生が予測しにくい症状（発作等）により継続的な見守り等が必要な
場合は、毎日としてください。）

- 1 ほぼ毎日
- 2 3ヶ月以上
- 3 2ヶ月以上 3ヶ月未満
- 4 1ヶ月以上 2ヶ月未満
- 5 1ヶ月未満
- 6 特に支障はなかった

とい おおむ かげつ あいだ にちじょうせいかつ おく うえ し、しょう
問20 概ねこの6ヶ月の間の日常生活を送る上での支障はどのようなものでし
たか。あてはまる状態に○をしてください。
ぜんいんき にゅう しゅうけいだんかい ねんれい こうりよ
※全員記入してもらい、集計段階で年齢を考慮することとする。

<small>しょくじ</small> 食事をする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要
<small>しょくじ し たく あとかた</small> 食事の支度や後片付けをする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要 6 <small>けいけん き かい</small> 経験がない・機会がない
<small>い ふく ちやくだつ</small> 衣服の着脱をする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要
はい 排せつをする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要
<small>にゅうよく</small> 入浴をする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要
<small>いえ なか い どう</small> 家の中を移動する	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要
<small>み まわ そうじ せい</small> 身の回りの掃除、整理整頓をする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要 6 <small>けいけん き かい</small> 経験がない・機会がない
<small>せんたく</small> 洗濯をする	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要 6 <small>けいけん き かい</small> 経験がない・機会がない
<small>にちじょう か もの</small> 日常の買い物をす る	1 <small>ひとり</small> 一人でできる 2 <small>じ かん</small> 時間をかければ一人でできる 3 <small>み まも こえか</small> 見守りや声掛けがあればできる 4 <small>いちぶ かいじょ ひつよう</small> 一部介助が必要 5 <small>ぜんぶ かいじょ ひつよう</small> 全部介助が必要 6 <small>けいけん き かい</small> 経験がない・機会がない

<p>きんせんかんり 金銭管理をする</p>	<p>1 ^{ひとり}一人でできる 2 ^{じかん}時間をかければ^{ひとり}一人でできる</p> <p>3 ^{みまも}見守りや^{こえか}声掛けがあればできる</p> <p>4 ^{いちぶ}一部^{かいじょ}介助が必要 5 ^{ぜんぶ}全部^{かいじょ}介助が必要</p> <p>6 ^{けいけん}経験がない・^{きかい}機会がない</p>
<p>ふくやくかんり 服薬管理をする</p>	<p>1 ^{ひとり}一人でできる 2 ^{じかん}時間をかければ^{ひとり}一人でできる</p> <p>3 ^{みまも}見守りや^{こえか}声掛けがあればできる</p> <p>4 ^{いちぶ}一部^{かいじょ}介助が必要 5 ^{ぜんぶ}全部^{かいじょ}介助が必要</p> <p>6 ^{けいけん}経験がない・^{きかい}機会がない</p>
<p>じぶん いし つた 自分の意思を伝える</p>	<p>1 ^{だれ}誰にでも^{つた}伝えることができる</p> <p>2 ^{とくてい}特定の人には^{つた}伝えることができる</p> <p>3 ^{とくてい}特定の人に対して^{たい}特定の^{こと}事柄について^{つた}伝えることができる</p> <p>4 ^{しゅわつうやく}手話通訳等の^{かいじょ}介助があれば^{つた}伝えることができる</p> <p>5 ^{つた}伝えることができない</p>
<p>あいて いし りかい 相手の意思を理解する</p>	<p>1 ^{だれ}誰の^{いし}意思でも^{りかい}理解することができる</p> <p>2 ^{とくてい}特定の^{こと}事柄については^{りかい}理解することができる</p> <p>3 ^{とくてい}特定の人^{とくてい}の特定の^{こと}事柄についての^{いし}意思は^{りかい}理解することができる</p> <p>4 ^{しゅわつうやく}手話通訳等の^{かいじょ}介助があれば^{あいて}相手の^{いし}意思を^{りかい}理解することができる</p> <p>5 ^{りかい}理解することができない</p>
<p>い りょうてき 医療的ケア (^{つういん}通院や^{ざいたく}在宅にお ける^{い りょうてき}医療的^{し えん}な支援 の^{ひつようせい}必要性)</p>	<p>1 ^{けいかんえいよう}経管^{ひつよう}栄養が必要</p> <p>2 ^{たんの}たんの^{きゅういん}吸引^{ひつよう}が必要</p> <p>3 ^{どうによう}導尿^{ひつよう}が必要</p> <p>4 ^たその他 ()</p>

しょうがい じょうたい かん しつもんこうもく あん
【障害の状態に関する質問項目（案）】

とい 問7 どのような原因で障害をお持ちになりましたか。（あてはまるものすべて）

- | | |
|---|---|
| 1 病 <small>びょう</small> 気 <small>き</small> | 2 事 <small>じ</small> 故 <small>こ</small> ・けが |
| 3 災 <small>さい</small> 害 <small>がい</small> | 4 出 <small>しゅつ</small> 生 <small>しょう</small> 時の損傷 <small>そんしょう</small> |
| 5 加 <small>か</small> 齢 <small>れい</small> | 6 其 <small>た</small> 他 <small>た</small> |
| 7 不 <small>ふ</small> 明 <small>めい</small> | |

とい 問8 これまで知的障ち てきしょうがい害として判はん定てい・診しん断だんされたことはありますか。

※療りょう育いく手帳てちょうをお持ちのも人ひとは回かい答とうするひつ必要ようはありません。

- 1 はい
- 2 いいえ

とい 問9 これまで発達障はつたつしょうがい害として診しん断だんされたことはありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

とい 問10 これまで高次脳機能障こうじのうき のうしょうがい害として診しん断だんされたことはありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

とい 問11 概おおよねこの6ヶ月以内に、身しん体たい的てき又または精せい神しん的てきに具ぐ合あいが悪いところわるはありますか。

※一時的な風邪やけが等によるものは含めないでください。

- 1 はい (補問へ)
- 2 いいえ

問 1.1 - 補問 1 あなたの症状はどのようなものですか。主なもの3つを下の表から選んでください。

※一時的な風邪やけが等によるものは含めないでください。

障害の症状 (下表で該当する番号を記入してください。) (「35 その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。)	
1	
2	
3	

【障害の症状】

全身症状・精神症状	01 熱が出る	胸部	22 動悸	
	02 発汗・冷汗		23 息切れ	
	03 体温調整ができない		24 胸痛	
	04 体に力が入らない		消化器系	25 下痢
	05 体がだるい・疲れやすい	26 便秘		
	06 眼れない	27 腹痛		
	07 いらいらしやすい	筋骨格系・手足	28 かみにくい・飲み込みにくい	
	08 ものを忘れる		29 腰痛	
	09 集中が続かない			30 手足の関節の動きが悪い・痛い
	10 落ち着かない・衝動的になる			
	11 気分が沈む・意欲がわかない		32 手足のしびれ・まひ	
	12 適切な判断ができない			33 手足の切断
	13 気になると頭を離れない・こたわりが強い	尿路系		
	14 頭痛		35 尿失禁	
	15 めまい		36 その他	
	16 けいれん・ひきつけ・意識消失			
	17 ものが見づらい・見えない	音声・言語	19 声がでない	
	18 聞こえにくい・聞こえない		20 音声・言語がはっきりしない	
	21 言葉が話せない			

問 1 1 - 補問 2 どのような病気で体の具合が悪い状態が生じていますか。主なものを3つを下の表から選んでください。

病気の種類 (下表で該当する番号を記入してください。) (「40 その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。)	
1	
2	
3	

【病気の種類】

内分泌・代謝系	01 糖尿病	消化器系	22 肺・気管支等呼吸器系の病気
	02 甲状腺の病気		23 胃・十二指腸の病気
	03 その他内分泌・代謝の病気		24 肝臓・胆のうの病気
精神・神経	04 気分障害(うつ そう)	25 大腸・直腸の病気	26 小腸の病気
	05 神経症性障害(不安障害・適応障害等)	26 小腸の病気	27 その他消化器系の病気
	06 統合失調症	28 歯の病気	
	07 摂食障害	29 皮膚の病気	
	08 睡眠障害		
	09 アルコール・薬物依存		
	10 認知症	筋骨格系	30 リウマチ性疾患
	11 その他の精神疾患		31 関節症
	12 パーキンソン病		32 腰痛症(椎間板ヘルニア・脊柱管狭窄症等)
	13 てんかん(けいれん、ひきつけ、意識消失など)		33 骨粗鬆症
14 その他の神経の病気	34 その他の筋骨格系の病気		
循環器系	15 眼の病気	泌尿器系	35 腎臓の病気
	16 耳の病気		36 ぼうこうの病気
	17 高血圧症		37 その他の泌尿器系の病気
	18 脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	38 免疫の病気	
	19 脳挫傷	39 血液の病気	
	20 狭心症・心筋梗塞	40 その他	
	21 その他の循環器系の病気	41 不明	

しょうがいしゃ かん て ちょうおよ い りょうひ じょせいせいど かん しつもんこうもく あん
【障害者に関する手帳 及び医療 費助成制度に関する質問項目（案）】

とい しょうがいしゃ かん て ちょう も
問 1 2 障害者に関する手帳 をお持ちですか。

- 1 もっている (補問 1 へ) ほ もん
 2 もっていない (補問 5 へ) ほ もん

とい ほ もん しょうがいしゃ て ちょう かた も て ちょう しゅるい
問 1 2 一補問 1 (障害者のための手帳 をもっている方) お持ちの手帳 の種類はどれですか。(もっているものすべて)

- 1 身体障害者手帳 (補問 2 へ) ほ もん
 2 療育手帳 (愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳等) (補問 3 へ) ほ もん
 3 精神障害者保健福祉手帳 (補問 4 へ) ほ もん

とい ほ もん しんたいしょうがいしゃ て ちょう かた しんたいしょうがい しゅるい どうきゅう
問 1 2 一補問 2 (身体障害者手帳 をもっている方) 身体障害の種類と等級 はどのように認定されていますか。障害の種類ごとに該当する等級 に○をつけてください。(あてはまるものすべて)

しょうがい しゅるい 障害の種類	どう きゅう 等 級						
し かくしょうがい 視覚障害	1	2	3	4	5	6	・
ちょうかくしょうがい 聴覚障害	・	2	3	4	・	6	・
へいこうき のうしょうがい 平衡機能障害	・	・	3	・	5	・	・
おんせい げんご き のうしょうがい 音声・言語・そしゃく機能障害	・	・	3	4	・	・	・
し たいふ じ う じょうし 肢体不自由 (上肢)	1	2	3	4	5	6	7
し たいふ じ う かし 肢体不自由 (下肢)	1	2	3	4	5	6	7
し たいふ じ う たいかん 肢体不自由 (体幹)	1	2	3	・	5	・	・
し たいふ じ う のうげんせいうんどうき のうしょうがい じょうし き のう 肢体不自由 (脳原性運動機能障害・上肢機能)	1	2	3	4	5	6	7
し たいふ じ う のうげんせいうんどうき のうしょうがい い どうき のう 肢体不自由 (脳原性運動機能障害・移動機能)	1	2	3	4	5	6	7

しんぞうき のうしょうがい 心臓機能障害	1 . 3 4 . . .
こ きゅうき き のうしょうがい 呼吸器機能障害	1 . 3 4 . . .
ぞうき のうしょうがい じん臓機能障害	1 . 3 4 . . .
ぼうこう・ちよくちようき のうしょうがい ぼうこう・直腸機能障害	1 . 3 4 . . .
しょうちようき のうしょうがい 小腸機能障害	1 . 3 4 . . .
めんえきふぜん めんえききのうしょうがい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 2 3 4 . . .
かんぞうき のうしょうがい 肝臓機能障害	1 2 3 4 . . .

問12-補問3 (療育手帳等をもっている方) 知的障害の等級はどのように判定されていますか。療育手帳等に記載されている等級をお答えください。

問12-補問4 (精神障害者保健福祉手帳をもっている方) 精神障害の等級はどのように判定されていますか。精神障害者保健福祉手帳に記載されている等級をお答えください。

- 1 1級
- 2 2級
- 3 3級

問12-補問5 (障害者のための手帳をもっていない方) 障害者のための手帳をもっていない理由は何ですか。該当する番号に○印を記入してください。

- 1 障害の種類や程度が手帳の基準に合致しない。
- 2 手帳の制度や取得の手続きがわからない。
- 3 特に手帳がなくとも困らない。
- 4 手帳を持ちたくない。
- 5 その他

問13 ^{とい} ^{げんざい} 現在、どのくらい医療 ^{いりょうき} 機関にかかっていますか。もっとも近いもの ^{ちか} に○をしてください。

- | | | | |
|---|---------------------------|---|-------------------------------|
| 1 | ^{しゅうかん} 1週間に4回以上 | 2 | ^{しゅうかん} 1週間に1～3回 |
| 3 | ^{しゅうかん} 2週間に1回程度 | 4 | ^{かげつ} 1ヶ月に1回程度 |
| 5 | ^{かげつ} 3ヶ月に1回程度 | 6 | ^{かげつ} 6ヶ月に1回程度 |
| 7 | ^{にゅういんちゆう} 入院中 | 8 | ^{いりょうき} 医療機関にかかっていない |

問14 ^{とい} ^{こうひ} 公費負担医療 ^{たんに} 制度を利用して ^{りょう} いますか。該当する番号 ^{がいたう} に○印 ^{ほんごう} を記入 ^{じるし} して ^き ください。

- 1 ^{じりつし} 自立支援医療 ^{えんい} (育成医療 ^{りょう}、更生医療 ^{いくせい}、精神通院医療 ^{こうせい}、^{せいしんつういんい} 精神通院医療)
- 2 ^{とくてい} 特定疾患治療 ^{りょうけんきゅうじ} 研究事業 ^{ぎょう} による医療 ^{いりょうひ} 費助成制度 ^{じよせいせいど}
- 3 ^{しょうに} 小児慢性疾患治療 ^{りょうけんきゅうじ} 研究事業 ^{ぎょう} による医療 ^{いりょうひ} 費助成制度 ^{じよせいせいど}
- 4 ^{せいかつほご} 生活保護 ^ご による医療 ^{いりょうふ} 扶助 ^{じよ}
- 5 ^{ちほうじちたい} 地方自治体による障 ^{しょうがいしゃい} 害者医療 ^{りょうひ} 費助成制度 ^{じゅうど} (重度障 ^{しょうがいしゃい} 害者医療 ^{りょうひ} 費助成制度 ^{じよせいせいど} 等)
- 6 ^た その他
- 7 ^{りょう} 利用 ^{りょう} したいが、利用できない
- 8 ^{りょう} 利用 ^{ばあい} していない (7に○をつけた場合 ^{のぞ} を除く。)

問15 ^{とい} ^{しょうがいしゃじ} 障害者自立支援法 ^{りつし} による福祉 ^{えんほう} サービス ^{ふくし} を利用 ^{りょう} していますか。

- 1 ^{りょう} 利用 ^{ほんもん} している (補問へ)
- 2 ^{りょう} 利用 ^{りょう} したいが、利用 ^{りょう} していない
- 3 ^{りょう} 利用 ^{ばあい} していない (2に○をつけた場合 ^{のぞ} を除く。)

問 1 5 一補問 (サービスを利用している方) 障害程度区分の認定を受けていますか。
また、認定を受けている方は、障害程度区分はいくつですか。

- 1 認定を受けている
→現在の障害程度区分はいくつですか。該当する区分に○をつけて
ください。(1・2・3・4・5・6)
- 2 認定を受けたが非該当だった
- 3 認定を受けていない

問 1 6 介護保険法によるサービスを利用していますか。

- 1 利用している (補問へ)
- 2 利用したいが、利用していない
- 3 利用していない (2に○をつけた場合を除く。)

問 1 6 一補問 (サービスを利用している方) 要介護度はいくつですか。該当する要介護度に○をしてください。

要支援 1・要支援 2

要介護 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5

【日常生活上の支援の状況と希望に関する質問項目（案）】

問2-1 自宅において、日常生活上の支援を誰からどの程度受けていますか。支援の種類ごとに受けている回数にもっとも近いものに○をしてください。

※グループホーム等での支援は福祉サービスとして考えてください。

※通所サービス等を利用する分は除いてください。

※その他には、有償ボランティア、私費ヘルパー、家政婦を含みます。

福祉サービスを利用して いる（ホームヘルパー等）	家族等から支援を受けて いる	その他（ボランティア等）
1 毎日	1 毎日	1 毎日
2 1週間に3～6日程度	2 1週間に3～6日程度	2 1週間に3～6日程度
3 1週間に1～2日程度	3 1週間に1～2日程度	3 1週間に1～2日程度
4 その他	4 その他	4 その他
5 利用していない	5 支援を受けていない	5 支援を受けていない

問2-1-補問（福祉サービスを利用している方）1週間当たり平均して何時間程度利用しましたか。

- 1 5時間以内
- 2 6～10時間
- 3 11～15時間
- 4 16～20時間
- 5 21時間以上

問 2 2 自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービス（ホームヘルパー等）をどの程度利用したいですか。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 利用したくない
- 5 わからない

問 2 2-補問 自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービス（ホームヘルパー等）を1週間当たり平均して何時間程度利用したいですか。

- 1 5時間以内
- 2 6～10時間
- 3 11～15時間
- 4 16～20時間
- 5 21時間以上

【日中活動の状況と希望に関する質問項目（案）】

問23 現在、日中はどのように過ごしていますか。（あてはまるものすべて）

- 1 正職員として働いている
- 2 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として働いている
- 3 自営業をしている（家の仕事を手伝っている）
- 4 障害者のための通所サービスを利用している
（地域活動支援センターや作業所等を含む）
- 5 介護保険の通所サービスを利用している
- 6 病院等のデイケアを利用している
- 7 リハビリテーションを受けている
- 8 学校に通っている
- 9 保育園・幼稚園に通っている
- 10 障害児の通園施設に通っている
- 11 ボランティアなどの社会活動を行っている
- 12 その他
- 13 家庭内で過ごしている

問24 日中はどのように過ごしたいと考えていますか？

- 1 現在と同じように過ごしたい
- 2 現在とは違う日中の過ごし方をしたい（補問へ）

問24-補問（現在とは違う過ごし方をしたい方）どのように過ごしたいですか。

- 1 正職員として働きたい
- 2 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として働きたい
- 3 自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）
- 4 障害者のための通所サービスを利用したい
（地域活動支援センターや作業所等を含む）
- 5 介護保険の通所サービスを利用したい
- 6 病院等のデイケアを利用したい
- 7 リハビリテーションを受けたい

- 8 ^{がっこう かよ} 学校に通いたい
- 9 ^{ほ いくえん ようち えん かよ} 保育園・幼稚園に通いたい
- 10 ^{しょうがいじ つうえんし せつ かよ} 障害児の通園施設に通いたい
- 11 ^{しゃいかいかつどう} ボランティアなどの社会活動を行いたい
- 12 ^た その他
- 13 ^{か ていない す} 家庭内で過ごしたい
- 14 わからない

【外出の状況と希望に関する質問項目（案）】

問25 概ねこの1年の間に、どの程度外出しましたか。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 2週間に1～2日程度
- 5 1ヶ月に1～2日程度
- 6 その他
- 7 外出していない

問26 どのような外出をするときに支援が必要ですか。

- 1 いつも支援が必要
- 2 慣れた場所には一人で行けるが、それ以外は支援が必要
- 3 いつもはひとりで行けるが、調子が悪い場合は支援が必要
- 4 その他
- 5 一人で外出できる

問26-補問 一人で外出できない場合、どのように外出していますか。当てはまるもの全てに○をしてください。

- 1 福祉サービス（移動支援等）を利用している
- 2 福祉タクシー等の移送サービスを利用している
- 3 家族に付き添ってもらっている
- 4 友人や知人、ボランティア等に付き添ってもらっている
- 5 その他

問27 外出する際の支援として、福祉サービスをどの程度利用したいですか。
※福祉サービスには、移動支援、行動援護、重度訪問介護を含みます。

- 1 毎日
- 2 1週間に3~6日程度
- 3 1週間に1~2日程度
- 4 2週間に1~2日程度
- 5 1ヶ月に1~2日程度
- 6 その他
- 7 利用を希望してない
- 8 わからない

【本人の収入の状況及び課税の状況に関する質問項目（案）】

問28 平均的な一月当たりの収入はいくらですか。

※18歳以上の方のみご回答ください。

ひとつきあ 一月当たりの収入	やく 約	まんえん 万円
-------------------	---------	------------

(収入がある場合は補問へ)

問28-補問1 (収入がある方) 収入の内訳はどのようになっていますか。

きゅうりょう こうちんとう 給料・工賃等	やく 約	まんえん 万円
こうてきねんきんとう 公的年金等	やく 約	まんえん 万円
て あて 手当	やく 約	まんえん 万円
し おく 仕送り	やく 約	まんえん 万円
た その他	やく 約	まんえん 万円

問29 住民税と所得税は課税されていますか。また、生活保護は受給していますか。

じゅうみんぜい 住民税	か ぜい 課税されていない	・	か ぜい 課税されている
しょとくぜい 所得税	か ぜい 課税されていない	・	か ぜい 課税されている
せいかつほ ご 生活保護	じゅきゅう 受給していない	・	じゅきゅう 受給している

【本人の支出に関する質問項目（案）】

問30 平均的な一月当たりの支出はいくらですか。

※18歳以上の方のみご回答ください

1

<small>ひとつきあ</small> 一月当たりの支出	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円
----------------------------------	------------------------	---------------------------

2 わからない (支出がある場合は補問へ)

問30-補問1 (支出がある方) 支出の内訳はどのようになっていますか。

<small>ふくし</small> 福祉サービスの <small>りようしゃふたん</small> 利用者負担	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円
<small>しょくひ</small> 食費	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円
<small>じゅうきよひ やちん</small> 住居費(家賃)	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円
<small>こうねつすいひ</small> 光熱水費	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円
<small>いりょうひ</small> 医療費	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円
<small>た</small> その他	<small>やく</small> 約	<small>まんえん</small> 万円

問30-補問2 (福祉サービスを利用している方) 通所サービス等を利用する際に食事の提供を受けていますか。また、受けている場合の一月当たりの食費の負担額はいくらですか。

1 受けている

→ 一月当たりの食費負担額 約 _____ 万円

2 受けていない

【その他の質問項目（案）】

問3 1 あなたは、何か困ったことがあったとき、どこ（誰）に相談しますか。当てはまるもの全てに○をしてください。

- 1 行政機関（福祉事務所/区市町村の障害福祉担当窓口、障害者更生相談所保健所、精神保健福祉センター等）
- 2 福祉サービスを提供している事業者や福祉施設
- 3 医療機関
- 4 教育機関（学校等）
- 5 相談支援機関（地域包括支援センター・障害者相談支援センター等）
- 6 社会福祉協議会
- 7 障害者団体・患者会
- 8 民生委員や障害者相談員
- 9 家族
- 10 友人・知人
- 11 その他
- 12 相談したいが、どこ（誰）にも相談できない

問3 2 あなたは、生活をしている中で、どのようなことで困ることがありますか。将来への不安も含めて、自由にお書きください。

（自由記述）

とい 問33 あなたは、生活せいかつをしている中で、どのような支援なかが必要し えん ひつようですか。

じゆうき じゆうつ
(自由記述)

いりよう し えん
【医療いりようやリハビリテーションの支援し えんについて】

にゅうようじき ちりよう よういく がっこうきょういく し えん
【乳幼児期にゅうようじきの治療ちりよう・養育よういくや学校がっこう教育きょういくの支援し えんについて】

にちじょうせいかつ し えん
【日常にちじょうせいかつ生活せいかつの支援し えんについて】

ふくし し えん
【福祉サービスふくしの支援し えんについて】

しゃかいさんか しゅう う し えん
【社会参加しゃかいさんか・就労しゅう うの支援し えんについて】

しょうがい たい りかい がいしゅつじ し えん
【障害しょうがいに対する理解たい りかいや外出時がいしゅつじの支援し えんについて】

けんり じんけん まも し えん
【権利けんりや人権じんけんを守るための支援まも し えんについて】

た
【その他た】